

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の  
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 26 年 2 月 17 日  
大 阪 府

## 取り抜け等案件における入札取止めの運用の見直しについて

大阪府が発注する建設工事等の入札において、取り抜け等案件<sup>※</sup>のうち一以上の案件に誤りがあった場合は、原則として、全ての案件の入札執行を取り止めていましたが、平成 26 年度早期発注案件からは、原則として、誤りのあった案件のみを取り止める運用に見直しましたので、お知らせします。

詳しくは、公告文又は入札説明書をご確認ください。

※ 取り抜け等案件とは、

- ・「大阪府建設工事取り抜け方式実施要綱」に基づき、同日又は同時期に開札する競争入札において、複数の工事の受注を制限する、いわゆる「取り抜け」を実施している案件
- ・入札参加件数を制限することにより受注件数を制限している案件

をいいます。

問い合わせ先

大阪府総務部契約局建設工事課

代表 06-6941-0351（内線 5332）